

コンサル業務委託の指名競争入札に係る電子入札留意事項

薩摩川内市行政管理部契約検査室

コンサル業務委託の指名競争入札に係る電子入札について、下記の事項に留意のうえ、入札に参加してください。

記

1 運用開始

平成27年4月1日以降の指名通知分より適用します。

2 指名通知書

- (1) 原則として、毎週火曜日の午後に指名通知書を「かごしま県市町村電子入札システム」（以下、「システム」という。）で発行します。
- (2) 指名通知書により、案件名称、入札開始日時、入札書提出締切日時、開札予定日時のほか、記載内容を十分に確認してください。
- (3) 休日等その他の事情により指名通知書の発行が前後する場合がありますので、システムを随時確認してください。

3 閲覧設計書等の閲覧

閲覧設計書や特記仕様書等は、指名通知書を発行した翌日からシステムの「入札情報サービス（工事・委託）」に掲載していますので、該当する案件の閲覧設計書等を閲覧してください。

4 閲覧設計書等に係る質問及び回答

閲覧設計書等について質問がある場合は、指名通知書に記載してある質問期間内に、質問書をFAXで提出してください。

- (1) 質問提出場所 行政管理部契約検査室 FAX：0996-25-3990
- (2) 質問書の様式 本市ホームページに掲載
「薩摩川内市ホームページ：<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>」
 - － 「仕事・産業」
 - － 「入札・契約」
 - － 「様式集」
 - － 「入札・契約関係様式集」
 - － 「04 閲覧設計書等に対する質問書」
- (3) 質問回答期限 入札書提出締切日の前日の17時まで
- (4) 質問回答場所 システムの入札情報サービス（工事・委託）

5 入札結果等の公表

- (1) 予定価格、落札者、落札金額及び入札参加者は入札後に公表します。
- (2) 公表場所 システムの「入札情報サービス（工事・委託）」

6 最低制限価格

設定の有無を指名通知書に記載します。

7 受領確認通知書の提出

- (1) 指名通知書を確認したら、必ず受領確認通知書をシステムで提出してください。
- (2) 再入札通知書の場合は、受領確認通知書の提出は必要ありません。

8 入札書の提出

- (1) 指名通知書に記載された入札書提出締切日時までに、システムで入札書を提出してください。
- (2) 入札書を提出した場合は、システムで発行する入札受付票を確認してください。
- (3) 本市は紙入札の併用は認めておりません。
- (4) 提出した入札書の書換え及び引換えはできません。

9 入札辞退

- (1) 入札を辞退する場合は、入札書提出締切日時までにシステムにおいて入札辞退の処理を行ってください。
- (2) 入札書提出後に、入札を辞退しようとする場合は、開札予定日時までに契約検査室に連絡した上、入札辞退届を紙の様式で提出してください。
- (3) 入札辞退届の様式
本市ホームページに掲載
「薩摩川内市ホームページ：<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>」
 - － 「仕事・産業」
 - － 「入札・契約」
 - － 「様式集」
 - － 「入札・契約関係様式集」
 - － 「05 入札辞退届」
- (4) 入札辞退を理由として以後の入札に対して不利益な扱いを受けることはありません。

10 電子くじ

開札処理において同価の入札をした者が2者以上あるときは、システムで自動的に落札者を決定するための「くじ番号（入札者が任意に選定する3桁の数字）」を使用するため、あらかじめ、その数字を入力（登録）してください。

1 1 入札回数

初回入札及び再入札の2回までです。

1 2 再入札

- (1) 再入札になった場合は、直ちに再入札通知書をシステムで発行します。
- (2) 案件名称、再入札受付開始、再入札締切、開札の予定日時及び入札最低金額（初回入札の最低金額）を十分確認し、再入札してください。
- (3) 再入札をする場合も、くじ番号を入力してください（初回入札時のくじ番号を変更することも可能です）。
- (4) 再入札を辞退する場合は、システムで辞退届の処理を行ってください。
- (5) 原則として、初回入札の翌日の正午までに再入札を行い、午後から再入札の開札を行います。

1 3 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、システムで落札決定通知書を発行します。

1 4 その他

- (1) 入札参加者において、当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなった場合又は当該入札に係る契約の相手方となることができない事情が発生した場合は、直ちに契約検査室に申し出てください。
- (2) システムの操作については、システムのポータルサイト内の操作マニュアルを確認してください。